

包括外部監査指摘事項等措置状況報告

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-1～4 ①	区 分	意 見
項 目	市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税 業務処理におけるリスク・統制の識別及び統制の運用			報告書 ページ	37
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	市民部収納推進課	関係課	—
意 見 内 容	総括的な業務記述書・フローチャートは作成されていないが、市税徴収員取扱要綱、徴収員による訪問徴収業務等の手順、徴収員による訪問徴収業務等のフローチャート、預貯金差押事務の全体の流れ、滞納管理システムのオペレーションマニュアル、山梨県総合県税事務所徴収職員研修他の研修資料他の各書類により業務処理がなされている。しかし、内部統制上は、業務処理を実施することによるリスク（正確性リスク・網羅性リスク・正当性リスク他）及びリスクを低減する統制活動（承認・レビュー・職務分掌・ローテーション他）を識別、文書化するとともに、統制活動が実際に運用されることを保証するチェックリスト等を作成することが必要である。				
措 置 内 容	令和7年度の県税職員常駐派遣による指導や滞納管理システムの標準化への対応による、業務処理に関する手順等の見直しとあわせて、リスク管理や内部統制の確保の観点も含めた業務フローチャート等の見直しに着手した。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-1～4 ③	区 分	指 摘
項 目	市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税 滞納処分の停止の取消しに係る承認等の必要			報告書 ページ	38
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	市民部収納推進課	関係課	—
指 摘 内 容	どのような場合にどのような情報により滞納処分の停止の取消しを行うかを取りまとめ、それを文書化し（例えば、生活保護受給の停止の場合には、生活福祉課より「各課連絡票」を入手する等）、担当者の滞納管理システム入力前に上長の承認を受ける、担当者の滞納管理システム入力後に定期的に「執行停止一覧」を出力し上長がモニタリングする等の統制の構築及び運用が必要である。				
措 置 内 容	執行停止処分については、「市税滞納処分の停止等に関する要綱」を策定し、滞納処分の停止と取消しについて規定するとともに、滞納管理システムから「執行停止一覧」を出力し、実態調査や生活福祉課からの「各課連絡票」等の情報を活用する中で、執行停止後の滞納者の情報共有と担当者のモニタリング等を踏まえ、課内の統制を図りながら、国税徴収法に従い、公平・公正な滞納整理に取り組む。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-5 ①	区 分	指 摘
項 目	老人保護措置費自己負担金 滞納債権の適切な管理			報告書 ページ	41
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	—
指 摘 内 容	滞納者から分納誓約書の徴求がなされない、消滅時効更新のための督促が適時に行われない、消滅時効が成立した債権については不納欠損処理が行われないなど、時効管理が適切に行われてこなかったことが判明した。予定される消滅時効及び不納欠損処理マニュアルの作成により、滞納債権の適切な管理を行うよう求める。				
措 置 内 容	令和7年度に、消滅時効が成立している平成28年11月期以前の自己負担金の不能欠損処理及び不能欠損処理を含めた滞納整理マニュアルの整備を行った。又令和7年度には、滞納者への電話や個別訪問を行うなど未収金の徴収に努めたところである。 今後は、滞納整理マニュアル等に基づき、滞納債権の適切な管理を行っていく。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-5 ②	区 分	意 見
項 目	老人保護措置費自己負担金 扶養義務者からの積極的な徴収			報告書 ページ	42
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	—
意 見 内 容	入所措置にあたっては、扶養義務者から扶養義務承諾書を徴求しており、扶養義務者において負担金を弁済することが可能な資力を有しているのであれば、扶養義務者に対して積極的に督促し、徴収を試みることも検討すべきである。				
措 置 内 容	扶養義務者は、被措置者との関係が薄いことが多いことから、扶養義務者への督促等により被措置者と扶養義務者との関係に影響を与えることのないよう、扶養義務者に対し制度を十分に説明し、生活状況等を把握した上で、扶養義務者からの徴収を進めていく。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-5 ③	区 分	意 見
項 目	老人保護措置費自己負担金 滞納者の相続人からの積極的な徴収			報告書 ページ	42
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	—
意 見 内 容	公平性の観点からすれば、滞納者が死亡した場合、滞納者の相続人にも積極的に督促し、徴収を試みることも検討すべきである。				
措 置 内 容	滞納者が死亡した場合、法定相続人を把握するとともに、滞納者の相続人からの徴収を進めていく。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-6 ②	区 分	指 摘
項 目	保育所運営費保護者負担金 延滞金の徴収			報告書 ページ	46
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	財政課
指 摘 内 容	延滞金の徴収は、条例の定めにより徴収することになっており（地方自治法231条の3第2項）、「甲府市税外収入の督促等に関する条例」4条によれば「徴収する」ことになっているものの、延滞金の徴収がなされていない。また、延滞金は納期限の翌日から発生し存在していることから、少なくとも、本税が完納され確定した延滞金については、年度末で調定を行い、債権として適切に管理すべきである。				
措 置 内 容	令和7年度に策定した「甲府市債権管理基本方針」及び「甲府市債権管理マニュアル」に基づき、対応していくこととした。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-6 ③	区 分	意 見
項 目	保育所運営費保護者負担金 債権管理に使用しているエクセル表の管理取扱規程作成			報告書 ページ	47
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	—
意 見 内 容	記載に関する取決め（記入項目の内容、記入及び訂正権限の定め、リストからの消去の基準、正確性についてチェックする責任者、チェックする項目及びチェック時期の定めなど）がないことから、担当者の交代などで引継ぎがなされる際に正確性に問題が生じる可能性もありうる。現状問題は発生しておらず、担当者が不在の際に他の係の者が滞納者の電話などに対応した際に情報を記入することにより、常に新しい情報を補充して債権管理を行っているとしても、速やかにエクセル表の管理取扱規程を課において作成すべきである。				
措 置 内 容	保育料等の債権管理に係る対応表管理取扱要領を作成した。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-6 ④	区 分	意 見
項 目	保育所運営費保護者負担金 不納欠損処理の要件（居所不明の判断基準の明確化）			報告書 ページ	47
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	—
意 見 内 容	居所不明を理由とする場合がほとんどである（不納欠損処理の85％）とのことであるが、住民票の確認、自宅訪問などを行い、所在確認が困難な場合に不納欠損処理の対象と判断しているが、これに関するマニュアルなどは存在しない。居所不明の一応の判断基準をマニュアル化するなどすべきである（処理の公正・公平性の確保）。				
措 置 内 容	滞納整理の手順や不納欠損の要件について、不納欠損の手順書に記載した。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-6 ⑤	区 分	意 見
項 目	保育所運営費保護者負担金 延滞金の不納欠損処理			報告書 ページ	48
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	財政課
意 見 内 容	延滞金については債権としては発生し、延滞金額の計算も可能である。例えば、毎年度に未収の本債権について年度末にいくらの延滞金が発生しているかの計算を行い、未収の延滞金の全体額を把握することは債権管理上可能であることから、最終的に不納欠損の対象となる本債権について発生している延滞金の額を本債権の不納欠損にあたり計算することも可能である。その上で、本債権とともに不納欠損の対象として議会の審議に付することを検討すべきである。				
措 置 内 容	令和7年度に策定した「甲府市債権管理基本方針」及び「甲府市債権管理マニュアル」に基づき、対応していくこととした。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-7 ⑤	区 分	意 見
項 目	住宅使用料 同処分基準にすべての相続人の相続放棄を加えることの検討			報告書 ページ	54
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	まちづくり部住宅課	関係課	—
意 見 内 容	相続人に対する請求を行うことで、できる限りの債権回収を図るとともに、相続が放棄されたことによって事実上回収可能性がなくなった債権を処理すべく、上記処分基準に「すべての相続人が相続を放棄したとき」を新設することも検討すべきである。				
措 置 内 容	甲府市市営住宅使用料不納欠損処分基準に、「すべての相続人が相続を放棄したとき」を要件の一つとする新たな処分基準を追加した。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-8 ①	区 分	意 見
項 目	学校給食費 不納欠損処理の基準及び債権管理条例の必要性			報告書 ページ	59
措 置 状 況	措置済み	監査対象課	教育部学事課	関係課	財政課
意 見 内 容	令和4年度の公会計化に伴い、一般財団法人甲府市学校給食会から令和2年度、同3年度の債権288万円の譲渡を受けたが、未収金及び不納欠損の状況からみると、債権譲渡を受けた分については、5年間の消滅時効の期間が経過した段階で時効援用がなされずに債権放棄もできずに残存する未納債権が発生する可能性がある。そこで、遅延損害金を含む私債権の放棄を定める債権管理条例を制定し、不納欠損処理の基準を明確化すべきと考える。				
措 置 内 容	令和7年度に策定した「甲府市債権管理基本方針」及び「甲府市債権管理マニュアル」に基づき、対応していくこととした。なお、債権管理条例の制定については、必要に応じ検討していく。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-8 ②	区 分	意 見
項 目	学校給食費 分納の期間、金額の基準の把握			報告書 ページ	59
措 置 状 況	措置済み	監査対象課	教育部学事課	関係課	—
意 見 内 容	現時点で分納はなく、分納期間や分納金額は保護者の状況によって対応することとしている。これについては、債権者の市としては、一定の目安をもっていることが必要である。世帯の主たる所得者の収入金額と家族構成などから衣食住にかかる固定費の金額を各種統計資料から計算し、分納総額を概ねの期間で分割し、1か月当たりの分納金額の目安を把握しておくことが必要である。				
措 置 内 容	給食費の未納分については、その大半を児童手当からの充当により回収している。児童手当の充当実績から1回あたり充当額を算出し、分納の目安とする。また、児童手当からの充当を行っていない未納分についても公平性の観点から分納金額の目安を準用する。 分納金額については毎年見直しを行うこととし、学校給食費滞納整理等事務処理フロー(学校給食費収納マニュアル)に明記した。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-8 ③	区 分	指 摘
項 目	学校給食費 債務者からの文書の管理規程の作成			報告書 ページ	59
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	教育部学事課	関係課	—
指 摘 内 容	債務者から提出された実際の文書の保管管理に関する項目が存在しない。これらの文書が文書管理規程のどの文書にあたり、保存期間や保存方法、管理状況を確認する時期（年1回のいつの時期か）について、あらかじめ規定しておくことが必要である。。				
措 置 内 容	保存期間や保存方法、管理状況を確認する時期等について、文書管理規定である甲府市文書取扱規定に基づき、学校給食費滞納整理等事務処理フロー(学校給食費収納マニュアル)に明記した。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-8 ④	区 分	指 摘
項 目	学校給食費 遅延損害金の徴収の適正化			報告書 ページ	59
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	教育部学事課	関係課	財政課
指 摘 内 容	公債権の延滞金について定める「甲府市税外収入の督促等に関する条例」に定めがないことから徴収を行っていないとの誤った認識があった。地方自治法施行令171条の6第2項によれば、民法上発生する遅延損害金の徴収を行わないことは合规性に欠けることとなる。個別の債権管理においては、遅延損害金がいくら発生しているかを踏まえた上で、その未徴収が本債権の徴収を優先するためという判断として妥当かどうかの検討が行われなければならない。その上で、最終的に遅延損害金を徴収できずに放棄の上、不納欠損処理を行わなければならない場合には、放棄の処理基準として、債権管理条例を制定することを検討すべきである。				
措 置 内 容	令和7年度に策定した「甲府市債権管理基本方針」及び「甲府市債権管理マニュアル」に基づき、対応していくこととした。なお、債権管理条例の制定については、必要に応じ検討していく。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-9 ①	区 分	指 摘
項 目	放課後児童クラブ保護者負担金 債務承認の書式の作成			報告書 ページ	63
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	—
指 摘 内 容	分納については、実際の例（令和5年度2件）を確認したところ、任意の様式で提出されており、いつの、どの滞納分の金額（総額）を支払うかの確認文書がなく、債務承認としての時効更新（民法152条）の要件充足に疑問を生ずる。したがって、分納の申請書や分納計画書については、書式を整え、債務承認に欠けることのないようにしなければならない。				
措 置 内 容	令和7年度に策定した「甲府市債権管理マニュアル」を踏まえた事務マニュアルの作成及び、分納の申請書、分納計画書の書式整備に着手した。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-9 ②	区 分	意 見
項 目	放課後児童クラブ保護者負担金 債権管理マニュアルの作成			報告書 ページ	64
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	—
意 見 内 容	年度当初の4月に負担金徴収計画が作成され、これに基づき負担金の徴収が実施されているが、毎年計画書でなく債権管理マニュアルを作成し、債務者から提出される文書の管理方法（保存場所や保存期間など）も規定するなど必要な書式を整えることが適当である。				
措 置 内 容	令和7年度に策定した「甲府市債権管理マニュアル」を踏まえた事務マニュアルの作成に着手した。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-9 ③	区 分	指 摘
項 目	放課後児童クラブ保護者負担金 遅延損害金の管理			報告書 ページ	64
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	財政課
指 摘 内 容	遅延損害金については、本債権が私債権であるので民法により発生するが、滞納者の経済状況は収入に比して小学生の子どもに係る費用の割合が高くなるなど、滞納者の生活状況等を考慮して請求を行っていない。しかしながら、甲府市の債権としては、遅延損害金が納期限の翌日から発生していることから、同債権を管理する必要がある。仮に僅かであっても分納の際に、遅延損害金の支払条項を定め（例：滞納した負担金の分納が終了した際には速やかに遅延損害金を支払うこととし、その支払方法は分納終了時に別途協議する。）、遅延損害金債権について滞納者との間で明らかにしておく必要がある。				
措 置 内 容	令和7年度に策定した「甲府市債権管理基本方針」及び「甲府市債権管理マニュアル」に基づき、対応していくこととした。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-9 ④	区 分	意 見
項 目	放課後児童クラブ保護者負担金 私債権の不納欠損処理の基準の作成及び債権管理条例の制定			報告書 ページ	64
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	財政課
意 見 内 容	不納欠損処理を行った事例や債権放棄の事例はないとのことであるが、私債権の不納欠損処理を行っても、債権自体については債務者による消滅時効援用や債権放棄の手続について議会承認などハードルが高く、債権（遅延損害金を含む）が未納のまま長期間残存することになりかねない。仮に分納整理を行っても、児童が学校を卒業後、保護者の居所が不明となり、回収が困難になる事例も出現しうる。そこで、不納欠損処理の基準の策定と私債権の場合の債権放棄についての債権管理条例の制定は検討すべき課題である。				
措 置 内 容	令和7年度に策定した「甲府市債権管理基本方針」及び「甲府市債権管理マニュアル」に基づき、対応していくこととした。なお、債権管理条例の制定については、必要に応じ検討していく。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-11 ①	区 分	意 見
項 目	障害児通所支援給付費返納金 過誤処理と返還金処理の基準検討			報告書 ページ	70
措 置 状 況	現状維持	監 査 対 象 課	福祉部障がい福祉課	関係課	—
意 見 内 容	過誤の金額が多かったことから返還金処理を行ったとのことであるが、過誤処理か返還金処理かの選択について、今後の同種事例への対応のため、金額基準のほか、対象事業所の規模、返還期間、返還金額などについて、基準を検討すべきである。				
措 置 内 容	全中核市を対象に、過誤処理か返還金処理かの選択基準及び返還金の分割金額、期間の基準の有無を調査したところ、全ての中核市において上記の基準は定めていなかった。過誤が生じた場合翌月の過誤処理が原則であるが、事業所の規模や過度な資金繰りによっては事業所運営の継続が厳しくなり事業所の休止や閉鎖等になることも想定されるため、明確な基準は定めず、都度状況に応じた対応をしていく。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-11 ②	区 分	意 見
項 目	障害児通所支援給付費返納金 債権処理のガイドラインの書式の整備			報告書 ページ	70
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部障がい福祉課	関係課	—
意 見 内 容	債権処理のガイドラインがまとめられ、返還金台帳の整備（記載すべき事項の明記）のほか、「履行延期及び分割納付申請書」、「履行延期及び分割納付承認決定通知書」などの書面にも触れている。そこで、これらの書面の書式についてもガイドラインに記載するとともに、令和4年度の未収債権について分納にあたり債務者から提出された「債務確認承認書兼納付誓約書」の書面も有用であるので、必要な書面に関する書式もガイドラインに掲載すべきである。				
措 置 内 容	令和7年12月に「履行延期及び分割納付申請書」、「履行延期及び分割納付承認決定通知書」などの様式を追加する改定を実施した。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-12 ①	区 分	指 摘
項 目	生活保護費返還金 債権管理マニュアル等への改正民法の反映			報告書 ページ	73
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部生活福祉課	関係課	—
指 摘 内 容	債権管理マニュアル等に民法の改正点が反映されていない部分が見受けられた。改正民法によれば、改正前の「中断」ないし「停止」の概念は、「更新」ないし「完成猶予」に再構成されており、民法改正に合わせて地方自治法236条も整備されている。また、改正民法施行日前に生じた債権であっても、施行日後に更新（中断）・完成猶予（停止）の事由が生じたときは改正法を適用することになっている（附則10条）。さらに、改正民法では、「協議を行う旨の合意による時効の完成猶予」の制度が導入され、当事者から「承認」を得られない場合であっても、時効完成を回避する方法もあることから、債権の適切な管理を行うため、改正民法が的確に反映された上記債権管理マニュアル等の改訂を速やかに行うべきである。				
措 置 内 容	令和8年1月に改正民法に準じて債権管理マニュアルを改訂した。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-12 ③	区 分	意 見
項 目	生活保護費返還金 相続人がいる場合には速やかに相続人に請求			報告書 ページ	74
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部生活福祉課	関係課	—
意 見 内 容	相続人に請求することによって、相続を放棄しない或いは放棄できない相続人と納付の交渉を始めることができ、また、すべての相続人が相続を放棄するのであれば、これをもって不納欠損処理をすることができることになる。相続人への請求は、処理を進めるためにも速やかに行うべきである。				
措 置 内 容	相続人との交渉を行い、相続放棄をしていなければ催告書を送る運用を開始している。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-13 ①	区 分	意 見
項 目	甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金返還金 遅延損害金や加算金について規定			報告書 ページ	78
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	—
意 見 内 容	甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金交付要綱において、遅延損害金や加算金に関する規定はない。公平性の観点からすれば、事案の性質によっては、遅延損害金や加算金を賦課することができる規定を設けることも検討すべきである。例えば不正受給等による補助金交付決定の取消しにより返還金が発生した場合には、加算金を賦課する規定を設けることも考えられる。また、分納を誓約した債務者が滞納した場合には、遅延損害金を賦課する規定を設けることも検討すべきである。				
措 置 内 容	当該補助金の返還金は、事業者から当初の目的と異なる財産処分願いが出され、それを承認した場合に生じるものであり、加算金が課されるものではない。 遅延損害金については、令和7年度に策定した「甲府市債権管理基本方針」及び「甲府市債権管理マニュアル」に基づき、対応していくこととした。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-13 ②	区 分	意 見
項 目	甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金返還金 長期にわたる分納の場合の履行確保の手段を検討			報告書 ページ	79
措 置 状 況	現状維持	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	—
意 見 内 容	長期にわたる分納となるケースは、事業者であった法人に分納を確実に履行するために必要な収入や資産が見込まれないことから、長期にわたる分納をせざるを得ない事案であると思われる。そのような場合には、確実な履行を確保するため、例えば、代表者の保証や担保の提供を求めるといった対応も検討すべきである。				
措 置 内 容	甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金については、返還が想定されない補助金であり、今回の事象はごくまれな事案であることから、事業を継続しながら納付していただけるよう、事業所の経営状況に応じて、誓約書と分納計画書を取り交わす中で返還を求めているところである。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-14-1 ①	区 分	意 見
項 目	国民健康保険料 不動産の調査及び差押えの実行			報告書 ページ	83
措 置 状 況	措置済み	監査対象課	福祉部健康保険課	関係課	—
意 見 内 容	債務者が催告等に応じず滞納が続く場合に、債務者の財産を調査し、必要に応じて財産の差押え、換価等を実施することになる。債務者が甲府市に所有する不動産については、固定資産税を所管する資産税課に問い合わせることで比較的容易に把握できることから、不動産調査を積極的に実施すべきである。また、不動産のうち、自宅については差し押さえられることでの心理的な警告効果が高いと考えられるので実施を検討すべきである。更に滞納額が多い債務者については不動産の換価処分も検討すべきである。				
措 置 内 容	本市では、滞納整理をより効率的かつ効果的に実施するため、昨年度、他都市の取組状況を参考にしつつ、業務の見直しについて検討を行った。その中で、預貯金等の財産調査及び差押え件数の増加を最優先の課題と位置づけ、令和8年度には、そのための組織体制の整備として、徴収員を内勤へ配置転換したところである。不動産差押えについては、中核市における実施割合は約6割と少ない実施状況であり、今後、有効性・公平性などを考慮する中で、対応していく。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-15 ④	区 分	意 見
項 目	住宅新築資金等貸付金 延滞金の徴収の検討			報告書 ページ	93
措 置 状 況	措置済み	監査対象課	市民部人権男女参画課	関係課	財政課
意 見 内 容	現在、滞納者に対して延滞金の徴収をしていない。これは、元利金の優先的な回収を図っているものと思われるが、延滞金を回収しない合理的理由はない。また、遅滞なく返済をしている債務者との公平性の観点からも、延滞金の徴収は検討すべきである。				
措 置 内 容	元金・利子の弁済をこれまで同様に優先させるが、遅延損害金については、令和7年度に策定した「甲府市債権管理基本方針」及び「甲府市債権管理マニュアル」に基づき、対応していくこととした。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-16-1 ①	区 分	意 見
項 目	介護保険料 同一世帯ではない滞納者の相続人に請求の検討			報告書 ページ	99
措 置 状 況	措置済み	監査対象課	福祉部長寿介護課	関係課	—
意 見 内 容	公平性の観点からすれば、労力と徴収率の向上とのバランスを考慮しつつも、滞納者が死亡した場合、同一世帯ではない滞納者の相続人にも督促状を送付するなどして、積極的に徴収することも検討すべきである。				
措 置 内 容	「特別納付相談」として通知書を送付し、納付書も同封している。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-16-1 ②	区 分	意 見
項 目	介護保険料 連帯納付義務者に対するより積極的な督促・徴収の検討			報告書 ページ	99
措 置 状 況	措置済み	監査対象課	福祉部長寿介護課	関係課	—
意 見 内 容	被保険者が属する世帯の世帯主、被保険者の配偶者は介護保険法上連帯納付義務を負うものと規定されている以上、労力と徴収率の向上とのバランスを考慮しつつも連帯納付義務者に対する積極的な督促及び徴収も検討すべきである。				
措 置 内 容	「特別納付相談」として通知書を送付し、納付書も同封している。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-17 ③	区 分	意 見
項 目	後期高齢者医療保険料 不動産の調査及び差押えの実行			報告書 ページ	106
措 置 状 況	措置済み	監査対象課	福祉部健康保険課	関係課	—
意 見 内 容	債務者が甲府市に所有する不動産については、固定資産税を所管する資産税課に問い合わせることで比較的容易に把握できることから、不動産調査を積極的に実施すべきである。また、不動産のうち、自宅については差し押さえられることでの心理的な警告効果が高いと考えられるので実施を検討すべきである。更に滞納額が多い債務者については不動産の換価処分も検討すべきである。				
措 置 内 容	本市では、滞納整理をより効率的かつ効果的に実施するため、昨年度、他都市の取組状況を参考としつつ、業務の見直しについて検討を行った。その中で、不動産差押えについては、後期高齢者医療制度の対象者が原則75歳以上の高齢者であり、一定の配慮を要することに加え、中核市における実施割合も低いことなどから、生活への支障や公平性・有効性などを考慮する中で、対応していく。 令和8年度においては、滞納対策の強化を図るための組織体制の整備として、徴収員を内勤へ配置転換したところであり、今後も引き続き、有効な滞納整理の取組について、調査・研究を行っていく。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-18 ②	区 分	意 見
項 目	母子父子寡婦福祉資金貸付金 分納管理のシステム化並びに分納対象の要件及び分納基準の策定			報告書 ページ	111
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子育て支援課	関係課	—
意 見 内 容	福祉資金システムには分納を消込した場合に回次ごとに分納フラグが立つなど一部分納に対応しているが、分納額や納期限の管理をすることができない。また、口座振替もできないために徴収事務量が増えることになってしまっている。将来的には債権管理システムでの対応を検討すべきである。徴収事務の効率化や公平性のためにも、5年の時効期間内の回収を基本とした分納期間・分納金額を基準に設定し、基準に加味すべき事情は過去の実例から抽出するなどして、分納対象の要件や分納基準を策定すべきである。				
措 置 内 容	前段のシステムによる分納管理については、令和8年1月5日から稼働した新システムにより管理や口座振替が可能となったことから、新システムを活用した対応を開始した。 後段の分納基準等については、時効期間内に完納する額を基準とし、現在の生活状況や収入状況のほか、償還が困難となった事由等を聞き取る中で、分納の期間や金額を設定していくことをマニュアルへ追記した。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				